別紙様式１

北広島市内部評価委員会補助金評価表（現行補助金用）

１１　　補助金等名：　社会福祉協議会補助金

１　個別評価（採点）

５点・・・大いに認められる　　２点・・・あまり認められない
４点・・・認められる　　１点・・・認められない
３点・・・やや認められる

評価項目	内　容	採　点		
公益性	次の項目のいずれかに該当しているか (1)住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの (2)市民の安全で安心な生活に寄与するもの (3)市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの (4)地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの (5)市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの	5	×３	15
必要性	(1)事業活動の目的や内容等が社会経済情勢に合致している	4	計	9
	(2)行政と市民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業・活動である	5		
効果性	(1)効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することのないこと	5	計	9
	(2)補助金等の交付に対して費用対効果が認められる	4		
適格性	個人に対する補助金等は(1)及び(2)の項目について採点し、団体等に対する補助金等は全項目について採点する。 (1)補助金等の支出手続が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること (2)補助金等の支出目的、範囲が法令の規定に抵触していないこと (3)団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切である (4)団体等において適正な監査機能を有していること (5)団体等の事業活動の内容と補助の目的との整合性がとれていること			5
【採点合計】				38

２　総合評価

見直し基準の適用		内部評価委員会の評価・意見等
Ⅰ	□廃止　（２０未満）	社会福祉協議会と連携しながら地域福祉の増進を図っていくために、現状どおり継続していく。
Ⅱ	□見直し　（２０点以上２４点未満）	
Ⅲ	□見直し　（２４点以上３０点未満）	
Ⅳ	□継続　（３０点以上３６点未満）	
Ⅴ	■継続　（３６以上）	